

都筑区総合庁舎区民ホール運営要綱

制定 平成15年7月1日（区長決裁）

改正 平成22年2月26日（区長決裁）

（趣旨）

第1条 都筑区総合庁舎区民ホールの運営については、横浜市庁舎管理規則（昭和36年2月15日規則第4号）によるほか、この要綱で定める。

（目的）

第2条 都筑区総合庁舎区民ホール（以下「区民ホール」という。）は、行政目的のほか、都筑区総合庁舎を区民に身近で親しみやすいものとし、区民の交流を促進することを目的として使用するものとする。

（区民の使用範囲）

第3条 区民ホールは、区民の交流促進に寄与すると認められる文化、福祉、その他の活動を行う者及び団体に使用を許可する。

（使用期間）

第4条 使用期間は、一事業につき7日間以内とする。また、使用開始日及び終了日は区役所開庁日とする。ただし、行政目的の場合はこの限りではない。

（使用申請）

第5条 区民ホールを使用しようとする者は、別に定める様式により利用登録申請を行い、事前に区長の許可を得なければならない。

2 使用申請は、利用日の3箇月前の日が属する月の初日（閉庁日にあたる場合は、次に到来する開庁日とする）の8時45分から、総務課において先着順に受け付ける。ただし、受付開始時刻において同一日に複数の申し込みがあった場合については、抽選により決定する。行政目的の場合はこの限りではない。なお、受付開始日の翌日以降は電話・FAXでの仮予約を受け付けるが、仮予約の翌日から7日間以内に申請書の提出がなければ、申請をキャンセルしたものとする。

（許可書の発行）

第6条 区長は、前条の申請があった場合、申請を受理日より2週間以内に許可・不許可及び使用条件等を決定し、申請者に通知する。なお、許可書については、申請者が受け取りに来るものとする。

（不許可の行為）

第7条 区民ホールは、次の各号の一に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 特定の政治活動及び宗教活動にかかわる事業
- (2) もっぱら営利を目的とした事業及び料金の徴収を伴う事業。ただし、材料費等の実費を徴収する場合を除く。
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) その他、区長が不相当と認めたもの

(使用時間)

第8条 使用時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、区長が認めた場合は、この限りではない。なお、時間外にも展示をそのままおいておくことは可能だが、管理責任は使用者が負うものとする。

(会場設営及び撤去)

第9条 区民ホールの付帯設備を使用する場合は、使用者が設営及び原状復帰を行う。

- 2 外部から資材及び設備等を持ち込む場合は、設営図面等を用意し、事前に管理運営主管課に協議しなければならない。
- 3 使用期間中であっても、管理運営主管課より、区の事業や庁舎メンテナンス等による移動、撤去依頼があった場合は、応じなければならない。

(事故責任)

第10条 使用者は、その責めに帰する理由により、ホール及び貸与物品の全部又は一部を滅失又はき損したときは、原状回復をしなければならない。

(許可の取消し)

第11条 虚偽の申請または横浜市庁舎管理規則若しくはこの要綱に反する行為があった場合、区長は直ちに使用許可を取り消すことができる。

(使用調整)

第12条 区民ホールの使用について調整が必要な場合は、管理運営主管課が調整し、区長が決定する。

(庶務)

第13条 区民ホールの管理運営にかかる事務は、区役所総務課予算調整係において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。